

特記仕様書

業務名 公共下水道（桜井排水区）雨水幹線改修及び新設実施設計業務委託
業務場所 箕面市 半町3丁目他 地内
履行期間 契約日から平成30年2月28日迄とする。

1.1 業務の目的

本業務は、平成28年度に策定した「箕面市水防整備指針」に基づき、雨水管渠の断面が実容量に対して不足している箇所の改修および新設の実施設計を行うものである。断面の検討においては平成28年度に実施した雨水流出解析の結果を踏まえて行うこと。

1.2 適用範囲

本仕様書は、箕面市（以下「甲」という）が受託者（以下「乙」という）に委託する「公共下水道（桜井排水区）雨水幹線改修及び新設実施設計業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

1.3 業務の内容

○路線測量

・現況測量

S=1/250 幅 20m

L=500m (S=0.01km²)

- | | |
|----------|----|
| ・4級基準点測量 | 1式 |
| ・中心線測量 | 1式 |
| ・仮BM設置測量 | 1式 |
| ・縦断測量 | 1式 |
| ・横断測量 | 1式 |

○地質調査

- | | |
|-------------|-----|
| ・機械式ボーリング調査 | 4箇所 |
| ・土質試験 | |
| 標準貫入試験 | 16回 |
| 現場透水試験 | 4試料 |
| 土粒子の密度試験 | 8試料 |
| 土の含水比試験 | 8試料 |

・発生土判定試験	
土の粒度試験ふるい分析	8 試料
土の液性限界試験	4 試料
土の塑性限界試験	4 試料
土の湿潤密度試験	4 試料
土の一軸圧縮試験	4 試料

○設計

- ・開削工法（ボックスカルバート現場打ち）L=105m
- ・推進工法（中大口径）L=395m
- ・耐震設計（レベル1及び2）
- ・報告書作成
- ・設計協議（中間打合せ3回）
- ・施工工法等の比較検討

1.4 実施体制

(1) 乙は、管理技術者および技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、次のいずれかの要件を満たす者とし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

- ①技術士（上下水道部門又は総合技術監理部門（下水道））
- ②一級土木施工管理技士
- ③RCCMの資格を有する者又はRCCMと同等の能力を有する者
- ④下水道法に定める公共下水道または流域下水道の設計や工事の監督管理を行う者の資格を有する者

(3) 乙は、設計業務、測量業務及び土質調査業務が一つの業務である場合は、管理技術者を本業務の統括責任者に充てるものとする。

1.5 照査

(1) 照査の目的

乙は業務を履行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより業務の高い質を確保するとともに、照査を実施し、計画図書に誤りがないよう努めなければならない。

(2) 照査基準

乙は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ①基礎調査の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- ②検討の方法及びその内容に関する照査
- ③計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査
- ④計算書（水理計算書、数量計算書等をいう）について
- ⑤計算書と設計書の整合性について

(3) 照査技術者は、技術士（技術部門「上下水道部門」で、選択科目「下水道」である者又は技術部門「総合技術監理部門」で、選択科目「下水道」である者に限る）又は RCCM（「下水道」である者に限る）又は、建設コンサルタント登録規程第三条一項ロに該当する技術者（登録部門「下水道」である者に限る）で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

1.6 成果品

本業務は、電子納品の対象とする。電子納品とは、調査・設計などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

上記に定めのない事項については必要に応じて監督職員と協議の上、これを定める。

1.7 資料の貸与

下記の資料を所定の手続きにより貸与する。

- ・下水道台帳
- ・箕面市水防整備指針策定業務委託の成果品一式

1.8 設計基準書

受注者は、次の各号に掲げる図書に準拠して本業務を行うこととする。これ以外の図書に準拠する場合には、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

- ・下水道設計基準（案）【地盤改良編】（大阪府土木部下水道課）
- ・その他必要図書